

203号の主な内容

- P 2 町政を問う（一般質問）
- P 6 議案の審議
- P 9 二十歳を祝う会・研修会
- P10 議案審議の結果
- P11 議案の採決結果
- P12 議会のうごき

当麻町二十歳を祝う会



とうまの議会



二十歳を祝う会

No. **203**
2025（令和7）年
2月

令和6年 第4回定例会

令和6年第4回定例町議会は12月13日に招集され、会期1日間で開かれました。
今定例会は、行政報告、3議員からの一般質問につづき、人権擁護委員候補者の推薦、債権の放棄、条例の改正4件、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更、補正予算4件について審議されました。
なお、今号では第4回臨時会（11月29日開催）についてもお知らせします。
(議案審議結果は10ページをご覧ください。)



ここが
聞きたい

町政を問う！

第4回定例会では、西川、深谷、加藤の3議員が一般質問を行いました。(要旨にて掲載)

一般質問と答弁(再質問を除く)の全文を当麻町ホームページ「当麻町議会」の中に掲載していますのでご覧ください。



このQRコードからアクセスすると
カラーで見ることができます。

当麻町ホームページ／当麻町議会
<http://town.tohma.hokkaido.jp/parliament>



Q 景観条例等の制定は

A 課題を整理し、
必要性について検討

西川 泰弘 議員

問 西川議員
当麻町総合計画基本構想には、環境にやさしい、人と自然が共生する快適な生活環境の確保を図るための整備を進め、住んでよかったと思える移住・定住の取り組みの促進が明記されています。

現在、本町の自然環境・森林と田園風景等に魅了し転入されている方も多数あり、これが町人口の社会増に繋がっている事も事実であり、本町にとって大きな財産です。

しかし、今年、町内に於いて民間企業参入による突然の大規模太陽光発電所建設（メガソーラー）がもちあがり、地区住民は住環境が壊されるとして建設見直しを求めた動きが出ていま



す。
本町は今後に向け10月に「再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を策定し、設置者に対する遵守事項や必要な手続き等一定の規制が

設けられました。

しかし、昨今の時代の変化により、今後に於いても、メガソーラーのみならず、民間企業による良好な景観や自然環境を破壊するような無秩序な開発事業が発生する事が懸念されます。

本町のまちづくりテーマである、人と環境と活気の調和で築く持続可能なまちづくり・「食育・木育・花育」によるまちづくり構想に沿って、本町の街並みや自然環境・森林と田園風景等を守り育てる、豊かなまちづくりが取り進められる様、「景観条例の制定」等が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

答 村椿町長

再生可能エネルギー発電設備の設置につきましては、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく国のガイドラインを補完するものとして、事業者の配慮事項や各種手続き、適切な管理について定め、町民の安全で安心、良好な景観及び自然環境を確保するとともに、秩序ある再生可能エネルギー事業の実施を促す

ことを目的とする「当麻町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を本年10月から施行しています。

本町における景観法に基づき許認可等については、北海道条例及び北海道景観計画に基づき、北海道が窓口となり建築物・工作物等の届出を受理している状況であり、本町の景観行政に係るまちづくりの方向性を見定め、現行法制で対応できない課題を整理し、必要性について検討していきます。



Q 高齢者の地域幹線系統バス
運賃補助について

A 現段階で
運賃補助を行う予定はない

深谷 俊文 議員



深谷議員

問 高齢者が日常生活を送るうえで、移動手段の確保は非常に重要な課題です。本町においても、買い物や通院など、生活のあらゆる場面で公共交通を利

用する高齢者の方々が多数います。

しかしながら、現在の交通環境では、自動車運転免許を返納した方や自家用車を持たない高齢者等、移動のたびに運賃負担を感じている方が少なくありません。

本町では、買い物支援や高齢者ハイヤー補助制度の移動支援を行うなど、福祉的な視点に基づいた取り組みを進めていると承知していますが、地域幹線系統バスを利用する場合の、運賃補助も必要ではないでしょうか。買い物支援や高齢者ハイヤー補助制度、令和7年度に導入されるデマンド交通と、新たに地域幹線系統バス運賃補助を組み合わせることで、町内外へ

の更なる移動の自由度が上がると考えます。

多くの自治体では、高齢者の移動を支援するためのバス運賃補助制度を導入しており、住民の生活支援と公共交通の利用促進の両立を図っています。

高齢者の地域幹線バス運賃補助をし、公共交通の利用促進と高齢者住民の移動の自由を拡大する制度を取り入れる考えはあるか町長にお伺いします。

答

村椿町長

高齢者の移動手段の確保については、本町の重要な課題と認識をしています。

高齢者の町内での移動については、来年度導入予定のデマンド交通により、町内どの地域にお住まいでも、運賃負担が一律となることから、皆様にとって公平な移動手段となります。また、町外への移動について



は、デマンド交通と地域幹線系統バスやJRなどの地域公共交通機関との組み合わせにより、ご自宅から町外まで移動することが出来ます。

「当麻町の公共交通に関する住民アンケート」の結果において、本町の高齢者は、買い物や通院などを町内にて完結されている方が多くいる一方、町外への通院などを余儀なくされる方もいます。

高齢者の外出機会を多く確保するということも考えますと、町内での移動が中心となることから、高齢者が利用するデマンド交通の利用料金が安価となるような制度設計として検討します。

また、そのうえで、町外への移動が必要な方は、地域幹線系統バスやJRなどに乗り継いでいただければ、結果、町外への移動に係る運賃負担の減にも繋がるものと考えますので、現段階で高齢者の地域幹線系統バス運賃補助を行う予定はありませんが、引き続き、地域公共交通機関の積極的な利用をお願いします。

Q 空き家対策について

A 当麻町空家対策協議会の 意見を伺いながら検討

加藤 功 議員

問 加藤議員
市街地区、農村地区を問
わず空き家が増えてきています。

町は空き家の情報提供を求めています。現在、空き家として何件登録されていますか。

空き家になったまま管理せず放置した状態が長く続くと、大雪で倒壊の危険性や害虫・悪臭の発生などにつながります。

また、町では「0円物件」を斡旋していますが、今年度の実績は何件あるのか。さらに、空き家、中古住宅を購入して建て替えるする「未来へつなぐ宅地循環促進事業」には、合計で最大450万円の補助が出ますが、この事業の実績は何件あるのか。これらの事業があまり町民に知られていませんが、「我が郷土」

で知らせていくべきではないでしょうか。

最後に、空き家は先祖代々住んでいて、住民税や固定資産税も払い、町の発展に貢献された方々の家です。解体費用も高く



なっています。空き家を解体することしか選択肢がない人のために、解体費用の1割を町が補助する事も検討してみたいかがでしょうか。

町長の考えを伺います。

村椿町長

答 本町の空き家と思われる推定空家数は、12月1日現在、217戸で、昨年度末から2戸増加している状況です。

空き家対策につきましては、令和5年2月に策定しました「当麻町空家等対策計画」に基づき、各種対策を実施していますが、所有者等への当事者意識の醸成として、町広報紙への掲載や固定資産税納税通知書にチラシを同封するなどの周知を行っています。

相談体制の整備として、本年9月28日に行政書士や不動産協会などの協力の下、比布町との共同により、空き家無料相談会を開催し、10組からの相談を受けています。また、札幌市で開催された、北海道と北洋銀行主催の相談会へ、本町が参加し2組の相談を受けています。役場における、空き家に関する

る照会件数も年間10件程度の件数であったものが、近年増えてきており、令和5年度は48件、本年度は12月1日現在で22件となっています。

空き家等の流通及び利活用の促進につきましては、所有者からの依頼により町のホームページに売買物件や賃貸物件を掲載、また、令和3年6月から連携協定を結んだ、空き家無償譲渡マッチングサイト「みんなの0円物件」は、今年度1件、累計で6件の成立となっています。

空き家等の除却の推進につきましては、宅地の循環を促進するための「未来へつなぐ宅地循環促進事業」を令和3年度から実施し、本年度は2件、累計で5件の実績となっています。

空き家件数は、今後においても増加していくものと考えており、管理されない空き家を減らしていく、新たな空き家をつくらないために、あらゆる施策を考えていくことが大変重要なことと捉えています。

解体費用の支援につきまして、国の補助金等の活用も含め、「当麻町空家対策協議会」の意

見を伺いながら、検討していきます。

問

加藤議員

「未来へつなぐ宅地循環促進事業」の主な要件の中で、「直系2親等以内の親族でないこと」となっている理由を伺いたい。

答

村椿町長

自己所有の財産に対して、町税を投じるのはふさわしくないという考えです。

ただ、この部分の拡充が望まれていくということであれば、補助要件の見直しということも視野に入ってきます。



推せん

人権擁護委員候補者の推薦について

令和7年3月31日で任期満了となる国沢真由美氏（3条西3丁目）を引き続き推薦することに適任として答申しました。



債権

債権の放棄について

平成31年1月31日付けで業務不履行により契約解除となった有限会社ジェルタスに、賠償金請求を行いました。未納となっていました。

この度、債権者が自己破産に係る免責許可決定を受け、賠償金の回収が見込めなくなったため、債権の放棄を行うものです。



条例

当麻町基金条例の一部を改正する条例について

この条例は、目的別に設置をしている9つの基金に関わる、管理、運用などについて規定している条例ですが、今後公共施設を取り壊す場合にも、公共施設整備基金を活用できるように、除却の文言を追加するものです。なお、この条例は、公布の日から施行します。

当麻町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

現在の条例では、契約できる

ものとして、包括的なものを規定していますが、具体性が十分でないため、物品を借り入れる契約又は役務の提供を受ける業務委託契約で、長期継続契約できるものを、規則に委任した上で、規則の中で具体化するものです。

また、地方公営企業法の適用を受ける、水道事業及び公共下水道事業でも企業管理規程を制定した上で、長期継続契約を締結できるよう進めていきます。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

当麻町福祉サービス手数料徴収条例の一部を改正する条例について

この条例は、生活支援事業等として、町が高齢者等に対し、提供するサービスの、利用者が負担する費用を規定した条例です。

近年の原材料費や燃料費等の高騰に伴い、配食サービス及び除雪サービスの委託料が上昇しているため、利用者が負担する手数料の改正を行うものです。

配食サービスでは1食「35

0円」を「400円」に、除雪サービスでは、作業員1人1回「250円」及び機械作業1回「500円」を、1回「650円」に改めるものです。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

当麻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の公布に伴い、本条例に定める「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件について所要の改正を行うほか、条文の条項ずれ及び字句の改正を行うものです。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行します。



協約の変更

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

新たに連携して取り組む事業や事業の一部変更については、

事務担当者会議等で、協議・検討を行っていますが、今回の協約内容の一部変更は「就業マッチング促進事業」を改正し、「公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進」を追加するものです。



補正予算

令和6年度当麻町一般会計補正予算(第7号)

現行の予算に6,601万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億3,250万6千円となりました。

◎補正の主な内容

灯油単価の高騰に伴う高齢者等の冬の生活支援事業費、外出支援サービス及び配食サービスの利用者増による生活支援事業費、サービス利用者数の増及び報酬単価改定による、障害福祉サービス費等給付事業費、児童手当制度の改正により、支給対象が拡充されたことによる児童手当支給事業費、自動火災報知機等の修繕料として、スポーツセンター費等を増額補正しました。

た。

令和6年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第4号)

現行の予算に847万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,984万9千円となりました。

◎補正の主な内容

医業費の医療材料費を増額補正しました

令和6年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第4号)

現行の予算に701万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,565万円となりました。

◎補正の主な内容

高額介護サービスの給付件数及び平均給付額増による高額介護サービス等費、交付金の精算で返還金額確定による諸支出金の償還金などを増額補正しました。

令和6年度当麻町公共下水道事業会計補正予算(第3号)

現行の収益的収入及び支出の総額に148万1千円を増額し、収益的収入で1億7,850万

円、収益的支出で1億5,219万1千円となりました。

◎補正の主な内容

令和6年11月29日開催

第4回臨時会

承認1件、条例改正5件、補正予算5件について審議しました。

〔議案審議結果は10ページをご覧ください〕



専決処分

令和6年度当麻町一般会計補正予算(第5号)

現行の予算に歳入歳出それぞれ794万4千円を追加し、82億3,167万2千円となりました。10月27日投票の衆議院議員選挙に係る経費について、歳出では衆議院の解散による選挙執行に係る経費を、歳入では総務費委託金を増額補正しました。

令和5年度分消費税納税額の確定により増額補正しました。

当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づき、公務員と民間給与との支給割合の格差解消を図るため、寒冷地手当の支給月額を11・3%引き上げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4・50カ月から4・60カ月とし、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げました。

これに伴い、職員の支給割合を準用する会計年度任用職員についても併せて改正しました。



条例

当麻町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

国民健康保険当麻町立診療所の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 人事院勧告により職員の期末勤勉手当の支給月数が改正されたことに伴い、特別職の職員及び町議会議員、町立診療所の医師の期末手当支給割合を職員と同じく改正するもので、年間100分の450から100分の460としました。



令和6年度当麻町一般会計補正予算(第6号)

現行の予算に3,481万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ82億6,649万円としました。

◎補正の主な内容

人事院勧告に伴う給料表、期末手当の支給月数及び寒冷地手当支給額の改定、初任給及び若年層の俸給月額引き上げに伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

令和6年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第3号)
 現行の予算に144万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,137万9千円としました。

◎補正の主な内容

人事院勧告に伴う給料表、期末手当の支給月数及び寒冷地手当の支給額の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

令和6年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第3号)

現行の予算に224万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3,863万6千円としました。

◎補正の主な内容

人事院勧告に伴う給料表、期末手当の支給月数及び寒冷地手当の支給額の改定に伴い、一般

職給料と期末勤勉手当を増額しました。

令和6年度当麻町水道事業会計補正予算(第2号)

現行の収益的収入及び支出の総額に79万9千円追加し、2億3,149万6千円としました。

◎補正の主な内容

人事院勧告に伴う給料表、期末手当の支給月数及び寒冷地手当の支給額の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

令和6年度当麻町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

現行の収益的収入及び支出の総額に15万2千円追加し、収益的収入で1億7,701万9千円、収益的支出で1億5,071万円としました。

◎補正の主な内容

人事院勧告に伴う給料表、期末手当の支給月数及び寒冷地手当の支給額の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

町政はあなたのために…



議会を傍聴しましょう

- 町議会の定例会は、年4回(3月・6月・9月・12月)開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は3月です。
 お気軽にお越しください。

おめでとうございます

二十歳を祝う会

1月12日、まともーるにおいて、「令和7年 二十歳を祝う会」が挙行されました。出席者は来賓から祝辞を受け、成人としての責任と自覚を持ち歩んでいくことを誓いました。今年も式典の後に交流会が行われ、小・中学校の先生方からの懐かしいお話しや企画委員による漫才のステージなどがあり、久しぶりに集まった仲間で盛り上がっていました。



上川管内町村議会議員研修会

10月22日に東神楽町・文化ホール「花音」で開催された令和6年度上川管内町村議会議員研修会に参加し、東京大学大学院法学政治学研究科教授の金井利之氏から「議員のあり方 議会のあり方」と題した講演を、酪農学園大学農食環境学郡環境共生学類教授・博士の佐喜義和氏から「待ったなしのヒグマ管理の現状と課題」と題した講演を受けました。

議案審議の結果

第4回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	承認	11月29日
議案第1号	当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第2号	当麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第3号	当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第4号	当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第5号	国民健康保険当麻町立診療所の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第6号	令和6年度当麻町一般会計補正予算（第6号）	原案可決	
議案第7号	令和6年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第3号）	原案可決	
議案第8号	令和6年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	
議案第9号	令和6年度当麻町水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	
議案第10号	令和6年度当麻町公共下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	

第4回 定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任	12月13日
議案第1号	債権の放棄について	原案可決	
議案第2号	当麻町基金条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第3号	当麻町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第4号	当麻町福祉サービス手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第5号	当麻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第6号	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について	原案可決	
議案第7号	令和6年度当麻町一般会計補正予算（第7号）	原案可決	
議案第8号	令和6年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第4号）	原案可決	
議案第9号	令和6年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	
議案第10号	令和6年度当麻町公共下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承認	

議案の採決結果

	片原議員	上杉議員	加藤議員	餌取議員	善光議員	深谷議員	西川議員	岸山議員	澤田副議長	中港議長
第4回臨時会										
承認 第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第8号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第4回定例会										
諮問 第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第8号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席

ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)

編集

議会報編集特別委員会

委員長 西川 泰弘
 副委員長 片原 康夫
 委員 上杉 尚弘
 委員 岸山 弘



議会のうごき

11月12日 ⇨ 2月10日

議会の傍聴や、
議事堂の見学を
してみませんか。

スキー教室



11月

- 12～15日 町村議会議長全国大会・上川町村議会議長会臨時総会・
上川中央部町議会議長現地研修会 (議長⇒東京・石川県)
- 22日 上川中央部市・町議会議長会正副議長研修会 (正副議長⇒鷹栖町)
- 25日 道北地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会総会
(産福委員長⇒旭川市)
- 26日 全員協議会
- 27日 総務文教常任委員会
- 28日 産業福祉常任委員会
第2回大雪浄化組合議会定例会・全員協議会 (組合議員⇒比布町)
第2回愛別町外3町塵芥処理組合議会定例会・全員協議会
(組合議員⇒比布町)
第2回上川中部福祉事務組合議会定例会・全員協議会
(組合議員⇒比布町)
- 29日 第4回臨時会
全員協議会
上川中央部市・町議会事務局長会議 (局長⇒旭川市)
- 30日 当麻保育園お遊戯会

12月

- 4日 障がい者福祉の集い
- 5日 議会運営委員会
- 11日 市街地区町内会連合会役員等研修会
- 13日 第4回定例会
全員協議会
議会報編集特別委員会
- 17日 第3回大雪消防組合議会定例会・全員協議会 (組合議員⇒美瑛町)
- 18日 歳末における地域安全活動 (議長)
- 20日 全員協議会
- 27日 議会報編集特別委員会
米産地形成協議会定期総会 (議長)

1月

- 6日 新年交礼会
- 10日 上川町村議会事務局長後期研修会 (局長⇒旭川市)
- 12日 二十歳を祝う会
- 13日 当麻消防出初式
- 21日 議会報編集特別委員会
- 24日 上川中央部市・町議会議長会定例会議 (議長⇒東神楽町)
- 27日 地域農業再生協議会総会 (議長)
- 30日 全員協議会
- 31日 交通安全関係団体新年の集い (議長)

2月

- 4日 上川町村議会議長会定期総会及び行政懇談会 (議長⇒旭川)
- 5日 第1回臨時会
全員協議会